



鳥取県公報

平成15年12月4日(木)

号外第160号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則(91)(行政経営推進課)..... 2

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

- 1 児童福祉法等の一部改正による改正
 保育士試験の施行、保育士の登録、保育士の登録の取消し等に係る事務処理の権限を定めることとした。
 (別表第2関係)
- 2 部長表彰の創設による改正
 部長が職員に対して表彰を行う制度の創設に伴う所要の改正を行うこととした。(別表第1関係)
- 3 権限配分の見直しによる改正
 - (1) 部長、局長、課長及び地方機関の長に委任した事務に係る行政手続法の規定による意見の聴取、聴聞の実施等に関する事項をそれぞれ部長、局長、課長及び地方機関の長の委任決裁事項(現行 部長又は課長の専決事項)とすることとした。(別表第1関係)
 - (2) 地方機関が管理する行政財産のうち使用の期間が1月以上のものの新規の使用の許可等に関する事項を地方機関の長(現行 課長)の委任決裁事項とすることとした。(別表第2関係)
 - (3) 県営林道事業に係る市町村負担金の徴収に関する事項を総合事務所長又は地方農林振興局長の委任決裁事項とすることとした。(別表第2関係)
 - (4) 境港水産事務所の管轄区域に係る新たな漁業法の規定による許可に関する事項を境港水産事務所長の専決事項(現行 水産振興局長の専決事項)とすることとした。(別表第3関係)
 - (5) 境港水産事務所の管轄区域に係る新たな鳥取県海面漁業調整規則の規定による許可及び定数漁業の許可に関する事項を境港水産事務所長の専決事項(現行 水産振興局長の専決事項)とすることとした。(別表第3関係)
 - (6) 文化観光局の所掌に係る通達、申請、進達、副申等に関する事項等を文化観光局長の専決事項又は委任決裁事項(現行 企画部長の専決事項又は委任決裁事項)とすることとした。(別表第3関係)
- 4 その他
 所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日
 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第91号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条並びに追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（委任決裁の留保） 第7条 略</p> <p>（委任決裁事項が重複している場合の措置） 第8条 別表第1に掲げる委任決裁事項と別表第2及び別表第3に掲げる委任決裁事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第2及び別表第3によるものとする。</p> <p>（代決） 第9条 略</p> <p>（専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限） 第10条 略</p> <p>（類推による専決） 第11条 略</p> <p>（地方機関の長等の権限の執行等） 第12条 略</p> <p>（雑則） 第13条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 当分の間、第6条及び第12条の規定にかかわらず、東部福祉保健局長は、別表第1の定めるところにより委任された事務のうち東部福祉保健局八頭支局に係るものの処理については、東部福祉保健局八頭支局長に当該職員の名において決裁させるものとする。</p> <p>別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条、<u>第8条</u>、第11条関係） 共通事項に係る事務処理権限</p>	<p>（委任決裁の留保） 第7条 略</p> <p>（代決） 第8条 略</p> <p>（専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限） 第9条 略</p> <p>（類推による専決） 第10条 略</p> <p>（地方機関の長等の権限の執行等） 第11条 略</p> <p>（雑則） 第12条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 当分の間、第6条及び第11条の規定にかかわらず、東部福祉保健局長は、別表第1の定めるところにより委任された事務のうち東部福祉保健局八頭支局に係るものの処理については、東部福祉保健局八頭支局長に当該職員の名において決裁させるものとする。</p> <p>別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条、<u>第10条</u>関係） 共通事項に係る事務処理権限</p>

- (一) 重要なもの
- (二) 軽易なもの
- (1) 本庁が管理する行政財産に係るもの
- (2) 地方機関が管理する行政財産に係るもの

6～11 略

九及び十 略

別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 項	事務処理権限の区分						地方機関 の長又は 総合事務 所の局長 の名称	
		種 類	内 容	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者			
				知事	部長	課長	部長		課長
略									
子 ど も 家 庭 課	一 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務(子ども家庭課の所掌事務に係るものに限る。)	1 略							
		1の2 同法第18条の8第2項の規定による保育士試験の施行							
		1の3 同法第18条の18第1項の規定による保育士の登録							
		1の4 同法第18条の18第3項の規定による保育士登録証の交付							
		1の5 同法第18条の19第1項の規定による保育士の登録の取消し							
		1の6 同法第18条の19第2項の規定による保育士の登録の取消し又は保育士の名称の使用の停止命令							
		1の7 同法第18条の20の規定による保育士の登録の消除							
2～24 略									
二 児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務(子ども家庭課の所掌事務に係るものに限る。)	1～3 略								
	三 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に基づく知事の権限に属する事務(子ども家庭課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同令第6条の36の規定による保育士登録簿の訂正							
	2 1に掲げるもの以外のもの							児童相談所長	
三の二～十四 略									

- (一) 重要なもの
- (二) 軽易なもの
- (1) 本庁が管理する行政財産に係るもの及び地方機関が管理する行政財産のうち使用の期間が1月以上のものであって、新規の許可に係るもの
- (2) 地方機関が管理する行政財産のうち使用の期間が1月未満のもの及び使用期間が1月以上のものであって、更新に係るもの

6～11 略

九及び十 略

別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係) 個別事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 項	事務処理権限の区分						地方機関 の長又は 総合事務 所の局長 の名称		
		種 類	内 容	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者				
				知事	部長	課長	部長		課長	
略										
子 ど も 家 庭 課	一 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務(子ども家庭課の所掌事務に係るものに限る。)	1 略								
		2 略								
	2～24 略									
	二 児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務(子ども家庭課の所掌事務に係るものに限る。)	1～3 略								
		4 同令第13条第2項から第4項までの規定による保育士試験の施行、証明書交付及び試験の合格の決定								
	三 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に基づく知事の権限に属する事務(子ども家庭課の所掌事務に係るものに限る。)	1 全ての事務							児童相談所長	
三の二～十四 略										

略

森林保全課	一七 略										
	八 その他の事務	1-3 略									
		4 県営林道事業に係る市町村負担金等の徴収									
											総合事務所長 地方農林振興局長

略

別表第3 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)
防災監、人権局、文化観光局及び水産振興局の個別事項に係る事務処理権限

所屬名	事 項	事務処理権限の区分										地方機関の長の名 称
		専 決 権 者					委 任 決 裁 権 者					
種 類	内 容	知事	防 災 監 又 は 局 長	防 災 課 長	地 方 振 興 課 長	防 災 監 又 は 局 長	防 災 課 長	地 方 振 興 課 長	防 災 監 又 は 局 長	防 災 課 長	地 方 振 興 課 長	

略

人権推進課

文化観光局共通	一 公文書に関する事務	1 通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促のうち、知事の名において処理することが適当であり、かつ、重要なもの										
	二 事務管理及び庶務に関する事務	1 事務又は事業についての計画又は実施方針の決定のうち、重要なもの										
		2 知事の名において処理することが適当な表彰のうち、重要なもの										
		3 会議の開催のうち、重要なもの										
		4 講習会、講演会、品評会、競技会等の開催及び参加の決定のうち、重要なもの										
	三 補助金及び会計に関する事務	1 補助金、交付金、負担金、貸付金、利子補給金その他の財政援助金に係る事務のうち次に掲げるもの (一) 交付要綱の決定、変更及び廃止のうち、重要なもの (二) 交付の決定、交付の承認、交付の取消し、返還命令その他の処分のうち、重要なもの										
		2 会計に関する事務 (一) 1件2,000万円以上の支出負担行為 (二) 1件500万円以上の歳入金の調定 (三) 寄附物品の受納 (四) 物品(1件の予定貸料の額が500万円未満のものうち、更新に係るもの以外のものに限る。)の貸付け又は借受け										
	四 公有財産の管理に関する事務	1 適正な対価なくして行う普通財産の貸付けのうち財産の交										

略

森林保全課	一七 略										
	八 その他の事務	1-3 略									

略

別表第3 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)
防災監、人権局、文化観光局及び水産振興局の個別事項に係る事務処理権限

所屬名	事 項	事務処理権限の区分										地方機関の長の名 称
		専 決 権 者					委 任 決 裁 権 者					
種 類	内 容	知事	防 災 監 又 は 局 長	防 災 課 長	地 方 振 興 課 長	防 災 監 又 は 局 長	防 災 課 長	地 方 振 興 課 長	防 災 監 又 は 局 長	防 災 課 長	地 方 振 興 課 長	

略

人権推進課

	換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定の適用を受けるもの(1件の予定賃貸料又は予定賃借料の額が600万円未満のもののうち重要なものに係るものに限る。)																					
	2 公有財産の取得(1件の予定価格が1,500万円未満のものに係るものに限る。)																					
	3 公有財産の処分(1件の予定価格が600万円未満のものに係るものに限る。)																					

略	
水産課	<p>一 漁業法 1-5 略</p> <p>(昭和24年法律第267号)に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>6 同法第66条第1項の規定による漁業の許可</p> <p>(一) 境港水産事務所 の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>6の2-17 略</p> <p>二-九 略</p> <p>十 鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>1 同規則第8条の規定による漁業の許可</p> <p>(一) 境港水産事務所 の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>2-20 略</p> <p>十一-十五 略</p>
境港水産事務所	境港水産事務所 所長

略	
水産課	<p>一 漁業法 1-5 略</p> <p>(昭和24年法律第267号)に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>6 同法第66条第1項の規定による漁業の許可</p> <p>(一) 境港水産事務所 の管轄区域に係るもの(新たな漁業の許可を除く。)</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>6の2-17 略</p> <p>二-九 略</p> <p>十 鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>1 同規則第8条の規定による漁業の許可</p> <p>(一) 境港水産事務所 の管轄区域に係るもの(定数漁業の許可及び新たな漁業の許可を除く。)</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>2-20 略</p> <p>十一-十五 略</p>
境港水産事務所	境港水産事務所 所長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

